

(抜粋) 公の施設に関する条例

昭和 39 年 4 月 1 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 の規定による公の施設の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第 1 のとおり公の施設を設置する。

(管理の原則)

第 3 条 公の施設は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じ、最も効率的に運用しなければならない。

(特に重要な公の施設)

第 4 条 法第 244 条の 2 第 2 項の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければ廃止できない公の施設は、別表第 2 に定めるものとする。

(守るべき事項)

第 5 条 公の施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときはこの限りでない。

- (1) 公の施設を利用する権利を他に譲渡しないこと。
- (2) 公の施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (3) 公の施設の使用目的外に使用しないこと。
- (4) その他知事において指示した事項

(原状回復義務)

第 6 条 公の施設の利用者は、利用を終了したときは、自己の負担において直ちに原状に回復しなければならない。

(利用の許可、制限等)

第 7 条 公の施設の利用について、知事はその利用の許可、利用の制限、その他必要な事項について規則を定めることができる。

(損害賠償)

第 8 条 故意又は過失によって公の施設を滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事が情状によりやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(利用の中止等)

第 9 条 公の施設の利用者が、第 5 条の規定に反する行為があった場合又は知事において、公益上必要があると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(指定管理者が管理を行う公の施設)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第10条の2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

（1） 住民の平等な利用が確保されること。

（2） 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

（4） その他規則で定める基準

（指定管理者の指定の手続の特例）

10条の2の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

（1） 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

（2） 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

（3） 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

（4） 公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。

（5） その他知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第10条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 公の施設の利用に関する業務

（2） 公の施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務

(3) その他公の施設の管理運営に関して規則で定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条の4 指定管理者は、第10条の6の規定により読み替えて適用される第9条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って公の施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第10条の5 知事は、相当と認めるときは、別表第4の施設の欄に掲げる公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表第4に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者が管理する場合の読替)

第10条の6 第10条の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条及び第9条の規定の適用については、第5条第4号及び第9条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第10条の7 知事は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(使用料)

第11条 公の施設の利用については、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）により使用料を徴収することができる。

第12条 公の施設を無断で利用し、又はこれにより収益した者並びに故意に滅失又は破損した者については、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第 1 (第 2 条関係)

名 称	設置目的	位 置
(略)	(略)	(略)
宮崎県林業技術センター	林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の修得施設並びに森とのふれあいの場を提供するための施設	東臼杵郡美郷町西郷田代字内野々1561番地1
(略)	(略)	(略)

別表第 3 (第10条関係)

名 称
(略)
宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。）
(略)

別表第 4 (第10条の 5 関係)

施 設	基 準			
	区分	単 位	金 額	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宮崎県林業技術センター	宿泊室	1人1泊につき	1,070円以下	1 「1泊」とは、午前0時から翌日の午後12時までの範囲内において当該施設を利用し、宿泊することをいう。 2 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者は、無料とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(抜粋) 使用料及び手数料徴収条例 (平成 12 年 3 月 29 日条例第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 225 条の規定に基づく使用料及び同法第 227 条の規定に基づく手数料の徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第 2 条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例 (昭和 39 年宮崎県条例第 7 号) 第 10 条の 5 第 1 項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。

(13) 宮崎県林業技術センター 林業技術センター使用料

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第 1 に定めるとおりとする。

別表第 1

使用料	区分	単位	金額	納期	備考
13 林業技術センター使用料	宿泊室	1 人 1 泊につき	1,070 円	使用終了の時	学校教育法第 1 条に規定する学校 (大学及び高等専門学校を除く。) に在学する者は、無料とする。
	大研修室	一室につき 午前	3,205 円	使用前	1 「午前」とは午前 9 時から正午まで、「午後」とは正午から午後 5 時までをいう。
		午後	6,410 円		
	中研修室	一室につき 午前	1,600 円		2 学校教育法第 1 条に規定する学校 (大学及び高等専門学校を除く。) に在学する者で構成する団体は、無料とする。
午後		3,205 円			
小研修室	一室につき 午前	1,070 円			
	午後	2,135 円			

(抜粋) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該

指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(抜粋) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(抜粋) 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)

第五十一条 厚生労働大臣は、営業 (器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業 (第五十四条及び第五十七条第一項において「食鳥処理の事業」という。)を除く。) の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置 (以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。) について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

第五十四条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業 (食鳥処理の事業を除く。) であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十五条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第五十九条から第六十一条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

③ 都道府県知事は、第一項の許可に五年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

(抜粋) 食品衛生法施行規則 (昭和 22 年法律第 233 号)

第八章 営業

第六十六条の二 法第五十一条第一項第一号 (法第六十八条第三項において準用する場合を含む。) に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

別表第十七 (第六十六条の二第一項関係)

一 食品衛生責任者等の選任

イ 法第五十一条第一項に規定する営業を行う者 (法第六十八条第三項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。) は、食品衛生責任者を定めること。ただし、第六十六条の二第四項各号に規定する営業者についてはこの限りではない。なお、法第四十八条に規定する食品衛生管理者は、食品衛生責任者を兼ねることができる。

ロ 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第三十条に規定する食品衛生監視員又は法第四十八条に規定する食品衛生管理者の資格要件を満たす者

(2) 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法 (昭和二十八年法律第百十四号) 第七条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第十条に規定する作業衛生責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成二年法律第七十号) 第十二条に規定する食鳥処理衛生管理者

(3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

ハ 食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること (法第五十四条の営業 (法第六十八条第三項において準用する場合を含む。) に限る。)

(2) 営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

ニ 営業者は、食品衛生責任者の意見を尊重すること。

ホ 食品衛生責任者は、第六十六条の二第三項に規定された措置の遵守のために、必要な注意を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べるよう努めること。